

第185回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成29年6月8日（木）
午後3時から午後4時15分まで
場 所：県庁行政庁舎4階 特別会議室

○次第

- 1 開 会
- 2 報 告
第184回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について
- 3 議案審議（1件）
議案第2343号 石巻広域都市計画道路の変更について
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

○出席委員

阿留多伎 真人	尚綱学院大学環境構想学科教授
伊 藤 恵 子	株式会社はなやか代表取締役
伊 藤 直 司	元宮城県公営企業管理者
牛 尾 陽 子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
内 田 美 穂	東北工業大学工学部環境エネルギー学科准教授
舟 引 敏 明	宮城大学事業構想学群教授
門 間 久 美 子	弁護士
松 尾 元	農林水産省東北農政局長（代理）
尾 関 良 夫	国土交通省東北運輸局長（代理）
川 瀧 弘 之	国土交通省東北地方整備局長（代理）
高 須 一 弘	宮城県警察本部長（代理）
奥 山 恵美子	宮城県市長会会長（代理）

（以上 12 名，敬称略）

○審議結果

- ・議案第 2343 号（石巻広域都市計画道路の変更について）

【議決】原案を承認する。

○議事

平成29年6月8日（木）午後3時 開会

1 開 会

○事務局（菊池総括） ただいまから第185回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

議事に入ります前に、委員の委嘱替えがございましたので御紹介申し上げます。宮城県警察本部長の高須一弘委員です。本日は代理として、交通部交通規制課長の西館禎様に御出席をいただいております。

（1）会議の成立

○事務局（菊池総括） 議事に入ります前に本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして代理出席の方を含め12名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので遵守いただきますようよろしくお願い申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、御発言の際はマイクをお渡しいたしますので、恐縮ではございますが挙手をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、本日の配布資料について御説明申し上げます。委員の皆様には事前に議案書をお渡ししております。また、机上に、参考資料、報告資料、座席図及び委員名簿を配布しております。資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、審議をお願いいたしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により会長が行うことになっておりますので、舟引会長、よろしくお願いいたします。

（2）議事録署名人の指定

○舟引議長 初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。牛尾陽子委員と門間久美子委員をお願いいたします。

2 前回議案の処理報告

○舟引議長 次に、第184回の審議会における議案の処理状況について、事務局から報告願います。

○事務局（佐藤都市計画課長） それでは、前回議案の処理状況について御報告いたします。お手元の議案書の3ページを御覧ください。前回、第184回の審議会におきまして、議案第2338号「志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」ほか4件について、御審議

いただきました。議案第 2338 号から第 2342 号については、処理結果の欄に記載のとおり、所定の手続きをすべて完了しております。前回議案の処理報告については、以上でございます。

○舟引議長 ありがとうございます。以上の報告について、御質問等はございませんか。

〔「なし」の声〕

○舟引議長 それでは、以上で、第 184 回の審議会における議案の処理報告を終わります。

3 議案審議

○舟引議長 続いて議案審議に入ります。本日の審議件数は、議案第 2343 号の 1 件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第 2343 号「石巻広域都市計画道路の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

議案第 2343 号 石巻広域都市計画道路の変更について

○事務局（佐藤都市計画課長） それでは議案書 4 ページ、議案第 2343 号「石巻広域都市計画道路の変更について」を御説明申し上げます。5 ページをお開きください。石巻広域都市計画道路の変更に関する計画書で、「宮城県決定」でございます。都市計画道路 3・4・202 号「女川海岸線」の区域を一部変更するものであり、表にゴシック体で記載しております箇所が変更点でございます。終点側の道路線形の変更に伴う区域の変更でございます。この変更により、終点位置が若干変更になりますが、延長の欄がゴシック体で記載されていないのは、変更延長が 10 メートル未満であり、四捨五入により記載の数値に変更を生じないためです。続いて変更の理由です。都市計画道路「女川海岸線」の終点部は、現在女川町桐ヶ崎方面に向かって沿岸部を通っている国道 398 号に接続する区域を設定しておりましたが、国道 398 号の道路改良計画に基づき、線形を一部変更することになったため、都市計画決定の区域の一部を変更するものでございます。

6 ページをお開きください。「女川海岸線」の変更する区域を示した総括図でございます。右下にある凡例のとおり、既に決定されている区域についてはピンク色で示し、追加する区域については赤色で示し、廃止する区域については黄色で示しております。また、今回変更する「女川海岸線」の起点から終点までを引き出し線で旗揚げし、起終点の位置、延長、代表幅員、車線数を示しております。終点側の拡大図を図面の上の点線で囲まれた枠の中に示しております。

参考資料の 1 ページをお開きください。「女川海岸線」の変更する区域を示した計画図でございます。図面上が北となります。凡例等については、先ほどの総括図と同様であります。今回の変更は、既に都市計画決定されている「女川海岸線」終点部より東側において、国道 398 号の法線変更により、トンネルを含めたバイパスとして整備することから、「女川海岸線」の終点部について区域の一部を変更するものです。

参考資料の 2 ページをお開きください。前のページでお示しました、変更する箇所を拡大した図面でございます。先ほど御説明いたしました国道 398 号の道路改良計画において、図面右側のトンネル部と記載している箇所から女川町桐ヶ崎まで延長 700 メートルのトンネルを建設する予定となっております。都市計画道路「女川海岸線」の終点部は、現在、女川町桐ヶ崎方面に向かって沿岸部を通っている国道 398 号にすりつくように区域を計画しておりましたが、国道 398 号の道路改良計画において、道路の法線を山側へ変更することにより、都市計画決定の区域の一部を変更するものです。図面左下の A-A' 断面を御覧ください。上段が、今回変更する断面、下段が現在都市計画決定されている断面となっており、左側が山側、右側が女川港側となっております。今回の変更では、道路の法線が山側へ変更されることから、山側に新たに道路となる区域を追加し、女川港側の区域を廃止いたします。図面右下の B-B' 断面を御覧ください。同じく、道路法線が山側に変更されることから、山側の区域を追加し、女川港側の区域を廃止いたします。なお、「女川海岸線」終点部においては、B-B' 断面図の通り片側歩道で計画されており、山側に歩道を設置する計画としておりましたが、現在の国道 398 号や女川港石浜地区への歩行者動線を考慮し、女川港側に歩道を設置する計画といたしました。

以上で議案第 2343 号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願いいたします。

○舟引議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から御説明をいただきましたけれども、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。それでは阿留多伎委員お願いします。

○阿留多伎委員 この道路の整備とか、国道 398 号線との取り付きの交差点の工事とか、あとこのトンネルというのはいつ頃出来るんでしょうか。事業の計画があれば教えていただければと思います。

○事務局（佐藤都市計画課長） この道路改良につきましては、今年度から測量設計に着手しております。平成 31 年度の供用開始を目指しているところです。

○阿留多伎委員 奥のほうのトンネルとかは。

○事務局（佐藤都市計画課長） すみません。今、御説明したのは、このトンネル部分の共用が平成 31 年度予定ということで、それに擦り付く形で、工事のほうを平成 31 年度までに完了させる予定となっております。

○阿留多伎委員 道路は出来ているということですね。

○事務局（佐藤都市計画課長） 都市計画道路の部分につきましては、今回変更する西側の部分については、既に完成しているところです。

○阿留多伎委員 わかりました。

○舟引議長 その他、いかがでしょうか。伊藤委員お願いします。

○伊藤（直）委員 この歩道の連続性ということで確認させていただければと思います。この歩道、B－B’断面の上の方まで両側が歩道で整備されている。そして、この山側の歩道が今度無くなって、海側のほうの片側歩道になるということですよ。そうすると、トンネル方向に向かって行った場合に、この歩道はトンネルのほうに連続性を持たせるのか、それとも女川の港のほうに歩道を接続させて終わりになるのか、その辺についてお尋ねをさせていただきます。トンネルの延長がどの位か分かりませんが、この歩道の終点、3.5メートル連続してトンネルに設置するのか、それとも先ほど説明のありました交差点で女川港のほうに連続性を確保して、そこで片側の歩道は止めてしまうのか、その辺についてお尋ねしたいのですが。

○事務局（佐藤都市計画課長） はい。A－A’の部分までは両側歩道ということになってございますが、それからB－B’断面のほうに向かいまして、山側は土地利用がありませんので、海側のほうの片側歩道ということで、海側の片側歩道のほうが現道のほうに擦り付くという形になってございまして、トンネルの中のほうにつきましては、歩道の計画はございません。

○伊藤（直）委員 分かりました。

○舟引議長 他にいかがでしょうか。

〔「なし」の声〕

○舟引議長 他に御質問も無いようですのでお諮りいたします。議案第 2343 号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第 2343 号：原案のとおり承認する。（賛成 12 名、反対 0 名）

4 その他

○舟引議長 以上で、本日予定した審議案件はすべて終了いたしました。委員の皆様から、何かこの他に御発言等がございますでしょうか。なければ、事務局から何かありますか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 議長，報告したい事項がございます。

○舟引議長 それでは事務局から報告をお願いします。

○事務局（佐藤都市計画課長） お手元の報告資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

宮城県では来年の平成30年春を目標に，都市計画基礎調査に基づき，「仙塩広域都市計画」，県北地区の「大崎広域都市計画」，「栗原都市計画」，「登米都市計画」，「河北都市計画」，「大郷都市計画」，「気仙沼都市計画」を対象といたしまして，将来の都市像などを具体的に明らかにする「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」いわゆる「都市計画区域マスタープラン」の見直し作業を進めているところでございます。本日はその内容について御報告させていただきます。

2ページを御覧ください。この表は本県における都市計画区域マスタープランの見直しスケジュールを示したものです。下から2行目の気仙沼都市計画区域マスタープランについては，平成25年度から見直し作業を開始しております。仙塩広域都市計画区域，非線引きの都市計画区域につきましては，平成26年度から見直し作業を開始しております。

3ページをお開きください。「宮城県を取り巻く情勢の変化」についてですが，大きく3点ございます。1点目は平成27年の国勢調査の結果，平成12年をピークに人口減少が確認されるなど人口減少・超高齢社会が進展しているということです。2点目は，東日本大震災からの復旧・復興事業が進捗していることや平成27年の関東・東北豪雨の経験により，防災や減災意識が高まっているということです。3点目は，仙台都市圏への人口集中及び地方都市における中心商業地の空洞化が進んでいるということです。「見直しの目的」についてですが，こちらも3点ございます。1点目は，現行の都市計画区域マスタープランが，東日本大震災前の平成22年に策定され，既に5年以上経過しているということです。2点目は，当県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」に掲げております県内への産業誘致を主とした「富県宮城」の実現に向けた見直しが必要であるということです。3点目は，東日本大震災からの復興事業の進捗に伴い，現行の都市計画と現況の土地利用との間に乖離が見られることや，目標年次における住宅地等の不足が見込まれることです。

4ページを御覧ください。「見直しの方針」についてですが，宮城県を取り巻く情勢の変化を踏まえて，4点ございます。1点目は，災害に強く，安全で安心して暮らせるまちづくりです。2点目は，人口減少，超高齢社会においても持続可能でコンパクトなまちづくりです。3点目は，県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県宮城」の実現に資する活力あるまちづくりです。4点目は，歴史資源や自然環境の保全とこれらと調和したまちづくりです。次に，本日御報告いたします「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」について御説明いたします。図1にお示しいたしましたとおり，この方針には大きく分けて3点定めることとされております。1点目は「都市計画の目標」でありまして，人口と産業規模に関して現況と将来の見通しについてです。2点目は「区域区分」いわゆる「市街化区域及び市街化調整区域」の決定の有無と，それを定める際の方針であります。3点目は「主要な土地利用の決定方針」として，用途などの土地利用，道路や下水道などの都市施設，土地区画整理事業などの市街地開発事業及び自然的環境

の整備又は保全などに係る都市計画の決定方針についてです。本日は、赤枠で記載させていただいております「人口の現況及び将来の見通し」に関して「都市計画区域」毎にその考え方を報告いたします。

次に 5 ページをお開きください。ここには、「人口の現況及び将来の見通しの考え方」について、大まかな流れを記載した「フロー図」を示しております。始めに、平成 29 年 3 月に改定いたしました「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県地方創生総合戦略」による将来人口の見通しをもとに、宮城県全体の将来人口を予測いたします。次に、県内を大きく 4 つに区分し、地区ごとに過去の人口の動向を勘案し、各地区の将来人口の推計を行います。その後、都市計画区域ごとに過去の人口の動向を勘案し、将来人口を推計するものであります。

それでは、具体的に御説明いたします。6 ページを御覧ください。「宮城県人口の見通し」について説明いたします。「宮城の将来ビジョン」では将来の出生率、すなわち 1 人の女性が一生に生む平均の子供の数について 5 つのケースを想定して、平成 42 年までの県全体の人口予測を行っております。また、「宮城県地方創生総合戦略」においても 3 つのケースを想定して、県全体の人口予測を行っております。今回の都市計画の見直しの目標年次につきましては、基準年を平成 27 年とし、基準年から 20 年後の平成 47 年としております。目標年次の人口推計に当たりましては、宮城の将来ビジョン及び宮城県地方創生総合戦略と同じ出生率の考え方で推計しております。図 3 を御覧願います。全県の人口は、平成 12 年の 236 万 5 千人をピークに、現在でも減少傾向にあります。今回の推計では平成 37 年には最小で 216 万人から最大で 225 万人まで減少するものと推計されております。

7 ページをお開きください。出生率の考え方につきましては、表 1 のとおりとなります。出生率の推移の考え方により、「宮城の将来ビジョン」では、高位、中高位、中低中間、低位、出生率一定の 5 パターン、「宮城県地方創生総合戦略」では、平成 25 年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した推計に準拠したパターン、2030 年に希望出生率に達するパターン及び人口置換水準に達するパターンの 3 ケースで推計しております。

次に 8 ページを御覧ください。「宮城県の将来人口の推計」についてですが、結論から申し上げますと、全県における人口や出生率の動向を勘案しますと、現在の出生率が低下するものの、持ちこたえるものと想定し、先ほど御説明しました 8 ケースの出生率のうち「中低中間」が妥当であると判断し、その数値を採用して推計しております。その結果を、9 ページの下段に記載しております。平成 37 年では 2,176,596 人に、平成 47 年には 2,015,033 人に達するものと予測しております。次に、推計経緯を御説明いたします。8 ページに戻っていただいて、図 4 の上を御覧ください。青線が全県人口の推移を表しておりますが、推移を見ますと平成 12 年をピークに減少に転じております。また、棒グラフは年齢の構成比の変化を示しておりますが、赤色の 14 歳以下の子供の割合が減少する一方、青色の 65 歳以上の高齢者が増加しております。また、図 4 の下を御覧ください。緑色の線は一人当たりの出産数を表しておりますが、平成 17 年以降は増加の兆しがみられます。また、棒グラフの青色は出産年齢の女性数を表しておりますが、平成 7 年をピークに減少に転じております。

9 ページをお開きください。図 5 は宮城県の出生率の推移を図化したものでございます。青実線が宮城県の出生率、赤実線が全国の出生率の推移を各々平成 2 年（1990 年）から平成 19 年

(2007年)までを示しております。平成17年(2005年)までは減少傾向を示しておりましたが、平成18年(2006年)以降は増加傾向に転じております。これらのデータから将来の出生率がどのように変化するかを予測したものが、青点線、赤点線とその回帰式で示しているものです。青点線が宮城県の予測式に該当するもので、平成30年(2018年)頃までは低下傾向となっておりますが、それ以降は持ち直すと予想しております。この傾向と「宮城の将来ビジョン」の考え方をもとに推計した都市計画目標年次の平成37年(2025年)と平成47年(2035年)の出生率と比較しますと、青点線で近似している数値は「赤のひし形」、すなわち宮城の将来ビジョンの「中低中間」のケースが最も妥当であると判断いたしました。各ケースの推計結果は10ページにお示ししておりますが、下から2本目の赤い太いライン、これが採用いたしました宮城の将来ビジョンの中低中間の推計となります。

次に11ページを御覧ください。「地区別人口の動向」について御説明いたします。表2は、県内を大きく4地区に分割して、地区別に人口動向を示したものであります。表2は地区毎に昭和60年から平成27年までの人口及びそのシェアの推移を示したものです。特に、仙塩広域都市計画の11市町村で構成される仙塩地区の人口が約147万人と県全体の構成比の約63パーセントを占めており、4地区の中で唯一人口が増加しておりますが、それ以外の地区はすべて減少傾向となっております。なお、下の図7は昭和60年を1とした時の各地区の人口の推移を図化したものです。青線の仙塩地区のみが増加していることがお分かりいただけると思います。

次に、12ページを御覧ください。「見直し対象地区の将来人口の推計」について御説明いたします。推計手法は、上の実線黒枠内に記載しておりますように、地区別人口の動向から県全体の人口に対する将来のシェアを設定し、復興まちづくりなどの効果を考慮した上で地区別の人口を推計しております。対県シェアの過去から将来への推移は図8の通りです。表3には各地区の将来人口のシェアの推計値を記載しております。

13ページをお開きください。図9に各地区の人口の推計結果を示しております。仙塩地区は平成27年に人口増加のピークを迎え、それ以降は減少に転じ、平成37年には約146万5千人、平成47年には約143万9千人となると推計しております。図9にはそれ以外の地区の推計値も記載しており、赤線の県東部地区、緑線の県北地区、紫線のその他の地区は平成7年以降減少するものと見込んでおります。表4には、各地区の将来人口の推計値を記載しております。

14ページを御覧ください。「各都市計画区域人口の過去の動向」について御説明いたします。表5と図10には、今回の見直し対象地区と都市計画区域の構成市町村の関係を示しております。

15ページを御覧ください。図11に平成7年から平成27年までの仙塩広域都市計画区域の人口動向を示しております。茶色の棒グラフは行政人口を、緑色の棒グラフは都市計画区域人口を、紫色の棒グラフは市街化区域人口を示しております。さらに緑色の線は都市計画区域人口のシェアを、青色の線は市街化区域人口のシェアを示しております。いずれも増加傾向となっております。将来人口を設定する際には、これらの傾向が今後とも続くものとして将来値を推計しております。仙塩広域都市計画区域以外の地区も、各々の地区の傾向が将来にわたって続くものとして推計しております。

16ページを御覧ください。図12に河北都市計画区域の人口動向を示しております。青色の棒グラフは地区の行政人口を、茶色の棒グラフは都市計画区域を構成する市町村の行政区域人口を、

緑色の棒グラフは都市計画区域人口を示しております。さらに黄色の線は都市計画区域を構成する行政区の人口シェアを、緑色の線は都市計画区域人口のシェアを示しております。行政区の人口シェアは減少傾向にありますが、都市計画区域人口シェアは増加傾向となっております。また、都市計画区域人口については減少傾向となっております。

17 ページをお開きください。図 13 に大崎広域都市計画区域の人口動向を示しております。都市計画区域人口は増加傾向にあり、シェアも増加傾向となっております。

18 ページを御覧ください。図 14 に栗原都市計画区域の人口動向を示しております。都市計画区域人口は減少傾向にありますが、都市計画区域人口のシェアは増加傾向にあり、都市部への人口集中がみられます。

19 ページをお開きください。図 15 に登米都市計画区域の人口動向を示しております。都市計画区域人口は減少傾向にありますが、都市計画区域人口のシェアは増加傾向にあり、栗原都市計画区域と同様に都市部への人口集中がみられます。

20 ページを御覧ください。図 16 に大郷都市計画区域の人口動向を示しております。都市計画区域人口については減少傾向となっております。

21 ページをお開きください。図 17 に気仙沼都市計画区域の人口動向を示しております。都市計画区域人口については減少傾向となっております。

22 ページを御覧ください。これまで御説明してまいりました宮城県全体の人口推計、地区の人口動向、都市計画区域の人口動向をもとに仙塩広域都市計画区域人口及び市街化区域人口の推計結果を示しております。

23 ページから 28 ページには、非線引き都市計画区域の都市計画区域人口の推計結果を示しております。また、29 ページから 30 ページには、各都市計画区域の将来人口の推計結果をお示しております。

以上、簡単ではございますが、「都市計画区域マスタープラン」の見直しの考え方並びに人口の現状及び将来の見通しの考え方についての御報告を終わらせていただきます。

○舟引議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局から御報告がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見等がございますでしょうか。かなり内容の濃い話ですので、どこからでも構いませんので、御質問等があればよろしくお願ひします。

ちょっと私のほうから確認をしておきたいのですが、ただいまの説明で、一番、事務局として各委員にお伝えしたいのは、将来人口が 29 ページから 30 ページのように、仙台は別としてその他の地域はこのような形で人口が減っていくフレームでこれから都市計画の作業を進めていくということでしょうか。

○事務局（佐藤都市計画課長） そのとおりです。

○舟引議長 私からあえて補足をすると、都市計画のマスタープラン、将来ですけれども、人口をどのように設定するかということは、いずれの場合も大きな課題となっております。今、御説明のあった 4 ページの資料をお開きください。この都市計画のマスタープランに書くべきこと

は、下の四角の枠の中に大きく3つ入っています。都市計画は何のために人口フレームを作っているかという点、例えば「③」のところに“土地利用に関する”とありますが、どれだけの土地を都市の利用に供するか、それから“都市施設の整備”，どういうところに道路を作っていくか、下水道を用意するか、それから“市街地開発事業”というのは面的な事業をどこに進めるか、そして“自然的環境”，緑をどうやって守っていくか、というようなことを書いているんですが、基本的には、これは人口が増加をしていく時に、どこに計画的にまちを作っていくかという時代に作り出したシステムですので、今までは大体右肩上がり人口が伸びる前提で作ってきたということです。ただ、今回、事務局のほうからお示しされたように、仙台の周辺のシェアはまだ伸びるけれども、それでも頭打ちになって、その他のところは少し人口が減るという前提で、これからは都市計画を組み直したいというようなことが次の作業として出てきます。その前段階としての人口フレームの御呈示だというふうに御理解をいただければと思います。私からの補足は以上です。それでは、伊藤委員をお願いします。

○伊藤（直）委員 非常にボリュームがありますが、皆さん、多分分析されていると思いますので、例えばこの仙塩広域のものなんですが、現在、平成27年度の行政区域人口、そして都市計画人口、これは10年後の平成37年にはわずかながら減っている。逆に、市街化区域人口が増えているというところがこの数字に現れているんですが、それを平成47年まで見るといずれも下がっているというところですが、この平成37年に市街化区域人口が増加するというのは、どのような分析をされているのでしょうか。

○舟引議長 それでは事務局をお願いします。

○事務局（佐藤都市計画課長） 22ページの仙塩広域都市計画区域の人口推計のところを御覧願いたいんですが、まず仙塩都市計画区域人口のうち、行政区域人口フレームとしては、平成37年、平成47年と減っているということでございます。一方、次のところになります。行政区域人口に占める都市計画区域人口のシェアは微増で推移するだろうということで、99.2%の割合で設定しまして、都市計画区域人口を出しております。その後、その都市計画区域人口に占める市街化区域人口シェアの過去の動向につきましては、平成22年、平成27年と減っているということもございまして、そのシェアの予測をこの傾向より増えるだろうと予測して、市街化区域の人口を出してございます。具体的には、15ページを御覧いただきたいのですが、今の市街化区域人口の都市計画区域人口に占めるシェアについて、一番下に考え方を記載しております。平成2年から27年の5年ごとの伸び率の平均値により、上昇傾向があるだろうという前提でこの人口フレームを算出した結果、市街化区域人口で見ると、37年はちょっと上がり、47年は少し下がるという結果になっているということでございます。

○伊藤（直）委員 今の説明で非常によく分かりました。都市計画区域内の人口を、正に市街化区域内の人口をある程度増やしていくというか、増えていくというのは都市計画上は非常に望ましい姿にはなっているんだろうとは思いますが、このフレームを作る時に、例えば、近々だと東西線

の開業ということがありました。人口配分したゾーンごとにシミュレーションか何かをして、そして積み上げてきたという、そういう数字でしょうか。その辺を教えてください。

○事務局（佐藤都市計画課長） この市街化区域人口フレーム自体は、過去のトレンドによって組んでおります。この後の作業といたしまして、先ほど、舟引議長からもお話がありました。今の市街化区域の中で、どれだけ市街化区域人口を押し上げられて、過不足が出てくるのかということを検証作業をいたします。その際に、生活利便性の高い、先ほど伊藤委員からも御指摘のありました、例えば東西線でありますとか、公共交通沿線のような交通利便性の高いところについては、ある程度の人口密度が上がってくる。それ以外については、例えば、世帯数は維持されるけれども人口密度的には減る、あるいは人口密度は一定だろうといった区域分けをしながら、人口密度を想定した上で、今後、編入する必要のあるフレームがあるかどうかという検証に繋げていく。そこで、いわゆるアクセシビリティのような生活利便性については、考慮しております。

○伊藤（直）委員 もう一点、出生率なんですけど、国の総合戦略の時には、確か 2030 年に 1.8 という記憶があるんですが、先ほどの説明では、例えば県の「将来ビジョン」、そしてまた今回の都市計画の見直しの時に、この 2030 年に 1.22 という出生率をお使いになるというふうに聞こえたんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 7 ページを御覧いただきたいんですが、今回採用しておりますのは、「宮城の将来ビジョン」の中低中間という、ちょうど真ん中の部分でございます。伊藤委員御指摘のとおり、1.22 の出生率を考えてございます。一方、「宮城県地方創生総合戦略」のケース 2 を見ていただきますと、2030 年は 1.8、これは「希望出生率」と言われているものでございます。一方、2040 年は 2.07 になっておりまして、これは「人口置換水準」と言いまして、この出生率であれば人口は減らないというものであります。地方創生総合戦略の場合は、あらゆる施策を展開しつつ、こういうふうにしていくという希望的な数字だと理解しております。今回、我々が設定いたしました 1.22 という出生率については、非常に厳しい数字であるという認識は我々も持っております。ただ、依然として人口減少社会であっても持続可能な都市計画区域マスタープランを作っていかなければならないという状況の中では、厳しめの出生率の設定、人口フレームの設定をした上で、その中でマスタープランをどのように位置付けていくかということが非常に重要であると考え、この数値を採用しております。一方、もし上ブレした場合には、今の都市計画の制度の中で対応できると考えておりますので、そういった意味で、今回は厳しめの出生率の設定、人口フレームの設定をさせていただいたということでございます。

○舟引議長 よろしいですか。それではその他の方から。

○牛尾委員 今回は、このような形で見直しをされているんですけど、3 ページの「見直しの目的」の 2 段目に『「宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県宮城」の実現』と書いているんですが、富県宮城の実現自体はどのような状況になっているのかというところを確認したいんですが。

○事務局（佐藤都市計画課長） お陰様でといいますか、工業用地等も随分造成が進んで、このままでは工業用地も不足するのではないかという状況になってきています。今回、人口フレームについて御説明させていただきましたが、人口フレームはいわゆる「夜間人口」といいますが、人が居住する場合の人口ということになります。一方で、工業系・産業系につきましては、今後検討する中で、産業系として新たに市街化区域に編入するような場所について、また検討していくということになってございまして、直接、人口フレームとは関係無くなってしまいますが、この「富県宮城」が実現するために、どの程度の産業系の区域編入が必要になるのかということについても検討してまいりたいと考えておりまして、それについても後で御報告させていただくことになろうかと思っております。いずれ、この都市計画マスタープランにつきましては、当審議会にお諮りするという形になりますので、本日はその前段の人口フレームについて、まずは御報告させていただいているという状況でございます。

○牛尾委員 質問なんですけど、舟引先生のほうからも御指摘があったと思うんですけども、都市計画の考え方がある時点で変わらなければならなくなる可能性が、この資料を見せていただくと結構はっきりしてくる。つまり、うまく言えないんですけど、これまで都市計画を作って都市化を進めてきたんだけど、そうではなくて、都市化を抑制ではなく減少させる、これまでとは逆の動きというものが出てこなければ、ある時点でその決断を宮城県もしなければならぬのかなあということが今回の御報告から見えてきたなという感じがするんですね。それは、ただ一方、今回御指摘があったように、仙塩広域都市計画以外の地域がそうであって、仙塩広域都市区域は逆、逆までいかなくても維持できるような形になってくるわけで、そうなってくると、これは都市計画とは違うのかもしれないけど、宮城県あるいは仙台市以外の市町村との関係性、共同で行うことにも関わってくるのかなと思うんですけど。それに関して、今、御意見を出すのは難しいのかもしれないけど、ただマスタープランを審議会に諮るということになれば、そういった議論にまで踏み込んでいなければいけないのかなという感想を持ったということを一言付け加えておきます。

○事務局（佐藤都市計画課長） 牛尾委員御指摘のとおりだと思っております。この人口フレームの結果、仙塩広域につきましては、減るけれどもそれほどでもない。逆に市街化区域の人口は、平成 37 年については微増している。一方で、地方については非常に厳しいフレームになっているということでございます。ただ、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、今後、人口減少が進んでいく中で、また高齢化の動きも進んでいく中で、やはり集約型の都市構造を目指していかなければならないという中で、これほど厳しい状況の中で、それでは一体どのようにして都市構造を計画して維持していくのかというところをマスタープランの中で示していかなければならないというふうに思っています。一方で、だからといって人口が減るんだということではなくて、都市計画としては人口が減ったことを想定しつつ、厳しい状況でどうするんだということを考える一方で、例えば観光資源ですとか歴史資源などの活用によって、まず交流人口を増やしていくとか、子育て世帯の支援などによって定住人口を増やしていくとか、拠点へのアクセス

を確保して公共交通等の充実を図る、といった施策は施策で展開していくと。そのような中で、この人口を呼び戻すというか、都市の活性化を図っていくという事は一方でやっていく。そういうことで、もし方向性・トレンドが変わってくれば、いずれ6～7年後の都市計画の見直しということも考えておりますので、今回は牛尾委員御指摘のとおり、非常に厳しい転換点であるというふうに我々も認識している中で、この厳しいフレームに対してどのように対応していくかを考えていく必要があるというふうに考えているところです。

○舟引議長 牛尾委員、よろしいですか。それでは内田委員、どうぞ。

○内田委員 今回の報告の目的は、人口の現況把握と将来の見通しをはっきりさせることによって、そのデータに基づいて主要な都市計画の決定の方針を決めるベースとなるデータとするということなんですが、そうすると、例えば9ページ、10ページの将来人口に関する推計が「中低中間のケースを適用するのが妥当」と書いているんですが、でも先程から話が出ているとおり、仙塩地区とその他の地区では人口増減の傾向が違いますし、産業の構造も違いますが、同じような中低中間のケースというものを適用して計算しているんでしょうか。各地区ごとの人口推計ですね。

○事務局（佐藤都市計画課長） すみません。時間の無い中で御説明させていただいてちょっと分かり難かったと思いますが、10ページの赤い太線の中低中間のケースというのは、宮城県の総人口について厳しめの予測をしたということでございます。一方で、その宮城県の人口をどのように割り振るのかということ、12ページの図8とその下の表で示しておりますが、例えば下の表を見ていただきますと、平成37年の宮城県人口に対して仙塩地区には66.4パーセント、県東部地区には7.7パーセントの人口のシェアがあるのではないかと、そのような人口になるのではないかとという割合に基づいて、例えば仙塩地区でいきますと66.4パーセント分の人口構成で張り付きます。その後、先ほどお話ししました22ページの推計方法に基づき、その行政区域人口フレームの中で、それでは都市計画区域人口はどうなって、市街化区域人口がどうなるかという流れで人口を算出しているということです。例えば、次の23ページの河北の都市計画で言いますと、先ほど割り振った将来人口に対して、県東部地区の中の河北の行政区域人口を推計し、それからさらに都市計画の人口を推計するということをさせていただいております。ですので、まず、宮城県全体の人口を、10ページのような推計で一度固めて、その後、4つの区域に割り振って、さらに区域ごとに各々の都市計画区域内人口に割り振っていくというやり方で人口フレームを設定させていただいているというものでございます。

○内田委員 合計というのは、何か元の項目があって、それを足し合わせたものが合計なので、最初に合計というものを一律の条件のもとで出して、それを割り振るとするのは逆なのではないかと思うのですが。それぞれの場所ごとの条件があって、それに対しての人口の増減が出て、それを県全体で足すというのが、何となくそのほうが理にかなっているのではないかなと思うのですが。でも、御説明は良く分かりました。ありがとうございました。

○舟引議長 何か付け加えることがあればどうぞ。

○事務局（佐藤都市計画課長） フレームの設定の仕方といたしまして、フレームの推計というのは非常に難しいという部分がございます、通常は大きな部分から、例えば宮城県の人口の推計をした後に、段々落としていくというやり方をしているのが通常であり、我々もそういったやり方でやらせていただきました。積み上げというのは非常に難しく、例えば市町村の総合計画の数字を積み上げると、もの凄い人口になってしまうんですね。そういったこともございまして、通常のやり方のおり、大きいところから数字を決めて、そこからブレイクダウンしていくというやり方で設定させていただきました。

○舟引議長 よろしいですか。過去の例で補足をいたしますと、人口が伸びている時に個別に積み上げをして、将来的に非常に大きな県全体の人口になっていくという例が、人口が伸びている時の都市計画ではよくありました。その結果、どういうことが起きるかということ、予定よりも市街地が広く設定されて、市街地が広くなると、当然、下水だとか道路だとか、費用のかかる施設を余分に作ってしまって、結果として市街地の中が隙間だらけになるというような状況が、全国の一般論として結構多く生じてきています。ですので、全体をある程度抑えてからでないと、人口が減少する時にはうまく現実に対処出来ない一方で、既に下水だとか道路だとか、そういうストックというのは宮城県の中でいうと水準高く整備されていて、それほどストックが無くて困っているというところは少なくなっている。もちろん、地区によってかなり違いはあると思いますので、今あるストックをこれからの将来人口の中でどこをうまく活用していくのか、ある程度そういう選択をしていくフェーズが次に来るのではないだろうかということで、多分、ここで事務局のほうはかなり少なめの人口設定をしているのは、その人口フレームを設定すること自体が目的ではなくて、その人口のもとでどのような都市整備が必要なのか、選択が必要なのかということ、次は考えていかなければならないという点では、ある程度妥当なやり方ではないかと思っております。

私が意見を言っははいけないんですが、これは報告事項なので御容赦いただきたいと思ひます。その他、では阿留多伎委員お願ひします。

○阿留多伎委員 先ほど、議長のほうからも話がありましたけれども、日本の都市計画法は人口が増加することを前提に作られた法律だというお話でしたが、人口が減少していくとなると、法律の趣旨に合わない世の中になってきているということなのかなと思ひます。そうすると、法律を変えていかなければならないと思ひますが、人口減少に対しての都市計画法改正の動きといったものは何かあるのでしょうか。3点ほどあるんですが、まずはこの点から。

○事務局（佐藤都市計画課長） 直接、そういった法改正が行われるという話はお聞きしてありませんが、一方で、立地適正化計画という都市計画の新たな手法が出来ておりまして、ある程度居住地域でありますとか都市機能を集める地域といったものを明確にする中で、財政面や経済面で持続可能な都市経営の実現を図っていく、といったコンパクトなまちづくりをしていこうという

方向性が示されているものと認識しておりますので、人口が減っている、その中でどうやって都市経営を成り立たせるかという部分については、新たな立地適正化計画のような制度を使いながら工夫してやっていくということだろうと思っています。

○阿留多伎委員 そうすると、宮城県でも立地適正化計画を使いながらということが念頭にはあるということなんですか。

○事務局（佐藤都市計画課長） はい。残念ながら、まだ大崎市だけが計画を策定済みということで、仙台市は作成中ですし、いずれこの計画は第二の線引きとも言われていますので、そういったものも活用しながらコンパクトなまちづくりを模索していくことだろうと思っています。

○阿留多伎委員 あと、2点目なんですが、よろしいですか。

○舟引議長 はい、どうぞ。

○阿留多伎委員 2点目ですが、人口が減少するということではありますけれども、「富県宮城」というものはなかなかうまくいって、工業用地は不足すると。そうすると、この平成28年度までの検証のような形で、産業誘致の成功がどれだけ人口増に結び付いているのかということを検証した上で、今後の産業の動きを考えて、それをまた人口計画に反映させないとおかしいのかなあという気がするんですね。人口がこれから減りますよということは、産業も減りますよというふうに考えざるを得ないんですけど、“産業はもっともっと増えますよ”“でも人口は減りますよ”ということでは矛盾してくるのではないかと思いますので、富県宮城の検証についても併せてやってもらえればと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 本日は人口フレームについて御説明いたしました。例えば産業ベースの考え方、商業ベースの考え方などにつきましても、過去の動向等も踏まえながら、今、阿留多伎委員から御指摘をいただきました。人口が減るのに産業系が増えるのかといったところについても、そういったメカニズムのようなものもある程度想定しながら設定していければと考えています。

○舟引議長 もう1点ですね。

○阿留多伎委員 もう1点はですね、もう1点というか2点あるんですが、もう1つは、人口フレームを計算する時に、12ページの中に計算の手順のフローチャートがありますけど、「復興まちづくりなどの効果を考慮」と書いてありますが、この復興まちづくりの効果というのはどのように反映されているのか。例えば、復興の区画整理などの人口をそのまま全部入れているのか、あるいは区画整理の人口に関しては全部埋まらない可能性が高いので、8割とか7掛けにしていますということなのか、その辺の復興まちづくりの効果の入れ方を教えていただければと思います。

○事務局（佐藤都市計画課長） 沿岸部の被災地は、平成22年に比べて27年でドンと落ちていきます。ただ、それをそのまま回帰させると、かなり下がっていくということです。この具体的なやり方はですね、震災前のトレンドで将来値を予測して、37年にはそこに戻っていただくということを、「復興まちづくりなどの効果を考慮」というふうにしております。1回下がってはいますが、各沿岸部での防災集団移転促進事業ですとか、被災市街地復興土地区画整備事業ですとか、そういったものが進んできておりますので、いずれ震災前のトレンドに戻っていただくという想定で、今回は予測させていただいております。

○阿留多伎委員 なかなか震災前のトレンドにはならないだろうとは言い難いんだと思いますが、被災地から人口はどんどん減っているという実態がありますので、あまりにもトレンドに固執しすぎるよりも、地元としては固執したいんだと思うんですけど、県として固執しすぎると相当誤る可能性があるんで、慎重にお願いしたいと思います。

それから最後に、市町村レベルのことなんですけど、各市町村でもマスタープランを作っていると思うんですね。今回、広域都市計画区域ごとのマスタープランを策定されますけど、市町村で作っているものとの整合性はどのように取られるのかですね。市町村のものと県のものがズレるというのは、広域都市計画がズレるというのはまずいので、その辺の調整の仕方について教えてください。

○事務局（佐藤都市計画課長） 「都市計画区域マスタープラン」を今回変更しますが、その都市計画区域マスタープランを上位計画といたしまして、いわゆる「市町村マスタープラン」というものを策定していくこととなりますので、今回の都市計画区域マスタープランの策定にあたっては、市町村と意見交換をしながら都市計画区域マスタープランを策定し、それに基づいて市町村マスタープランを策定していただくという流れになるというふうに考えております。

○阿留多伎委員 ということは、人口とかでズレることは無いということですか。先ほど、市町村に自由に作らせるとものすごく過大な人口になるので、県としては少なめでやらざるを得ないという話でしたけど、市町村のほうでこの人口減少の県の状態を前提にすると、市町村の総合計画のようなものの人口とズレが生じる可能性があると思いますが、その辺はどのように調整されるのでしょうか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 先ほど申し上げましたのは、市町村でも総合計画のようなものを作っており、その総合計画の中で、各市町村で人口推計をしている。そういった人口推計を足し合わせると、もの凄い数値になるということをお話させていただきました。一方で、まちづくりにつきましても、この都市計画区域マスタープランというものを策定し、それをベースに市町村マスタープランを策定するということとなりますので、もし市町によって拡大基調の総合計画だったとすれば、市町の総合計画なんですけど、その中の都市計画区域の中のマスタープランについては、こちらを尊重してやっていただくということになるというふうに考えております。

○舟引議長 よろしいですか。それでは伊藤委員よろしく申し上げます。

○伊藤（直）委員 この数字を見ていると、例えば仙台都市圏が人口割合で言っても6割から7割位まで膨れ上がって、その他の地域が残された部分、本当にわずかな人口密度になるというところが数字からも見えるわけですね。そうなってきた時に、それぞれの都市計画のいわゆる都市構造というのは、皆さんいろいろ御検討をされると思いますが、今の将来ビジョンとか、あるいは県土構造という意味で、どのように捉えていくのかということが他から求められるような気がするんですが、その辺については何か今回の都市マスタープランを作る時に配慮するとか、何かこういうものを考えたいとか、考えとして持ち合わせているんでしょうか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 先ほど舟引議長からも補足していただきましたが、フレーム推計をするといっても、当然フレームを策定することが目的ではございませんで、そういった厳しいフレームの中で、どういった都市構造を実現していくのかということだと思っています。当然、都市計画区域内の人口が減ることになりますと、それではその中でどのようにコンパクトなまちを作っていくのかということ、これから議論しながら都市像を創り上げていく、考えていくということになるのかなあとと思います。御指摘のとおり、“こんなに減るのか”というような中で、“じゃあどうするんだ”ということになるというふうに我々も思っております。先ほど、都市計画の変換点というお話もございましたが、人口が減ったらどのような都市構造にするんだということは、やはり都市計画サイドとしては考えていく必要があるのかなと思っています。その上で、上ブレして人が増えるということについては、我々としても非常にありがたい、そのための施策については、県としても一生懸命やっつけていかなければならないと思っておりますが、まずはこの厳しいフレームで、どのような都市構造が理想的なのかということ、今後議論していきたいと思っております。

○舟引議長 伊藤委員、よろしいですか。

○伊藤（直）委員 はい。

○舟引議長 それでは、その他いかがでしょうか。このフレームを基に、次回以降より具体的などころについて、直接議案になるのか、あるいはそれ以前にまた中間報告のような形で審議会の場で御報告していただくようになるのか、そのあたりのスケジュール感はいかがでしょうか。

○事務局（佐藤都市計画課長） この後、都市計画マスタープランの策定に向けて関係機関等いろいろな調整が入ってまいります。その進捗状況を踏まえながら、中間で御報告させていただければいいのか、いずれ目標としては、年度末までに都市計画審議会にマスタープランをお諮りするということで作業を頑張って進めたいと思っております。順調にいけば、そこでは確実に御審議いただくことになりまして、中間の段階で御報告できる機会がございましたら、また御報告さ

せていただければと考えております。

○舟引議長 そのようなスケジュール感で、年度末に向けてこれから何度も都市計画審議会が開かれますので、おそらくその都度御報告をいただけるものと理解したいと思います。その他いかがでしょうか。よろしければ、活発な御議論をいただきましたけれども、非常に重要な問題ですので、ぜひ引き続き御検討をお願いしたいと思います。その他、事務局からもよろしいですか。

○事務局（佐藤都市計画課長） はい。

5 閉 会

○舟引議長 それでは、本日の私の議長の役目は終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

○事務局（菊池総括） 以上をもちまして、第185回宮城県都市計画審議会を終了いたします。なお、次回の会議は、7月28日金曜日の開催を予定しております。日程につきましては後日改めて御連絡を申し上げます。本日は、どうもありがとうございました。

平成29年6月8日（木）午後4時15分 閉会